

衆議院小選挙区選出議員の 選挙区の改定案についての勧告

令和4年6月16日

衆議院議員選挙区画定審議会

令和4年6月16日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 川 人 貞 史

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、別紙のとおり勧告する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、令和2年国勢調査の結果による人口が令和3年6月25日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

北海道

第三区、第四区及び第五区の区域に次の三選挙区を設ける。

第三区

札幌市

白石区

菊水一条一丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水四条一丁目、菊水四条二丁目、菊水四条三丁目、菊水五条一丁目、菊水五条二丁目、菊水五条三丁目、菊水六条一丁目、菊水六条二丁目、菊水六条三丁目、菊水六条四丁目、菊水七条一丁目、菊水七条二丁目、菊水七条三丁目、菊水七条四丁目、菊水八条一丁目、菊水八条二丁目、菊水八条三丁目、菊水八条四丁目、菊水九条一丁目、菊水九条二丁目、菊水九条三丁目、菊水九条四丁目、菊水上町一条一丁目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二条一丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町二条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水上町四条一丁目、菊水上町四条

二丁目、菊水上町四条三丁目、菊水上町四条四丁目、菊水上町、菊水元町一条一丁目、菊水元町一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元町一条四丁目、菊水元町一条五丁目、菊水元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、菊水元町二条五丁目、菊水元町三条一丁目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条五丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元町五条三丁目、菊水元町六条一丁目、菊水元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊水元町六条四丁目、菊水元町七条一丁目、菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁目、菊水元町七条四丁目、菊水元町八条一丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条三丁目、菊水元町九条一丁目、菊水元町九条二丁目、菊水元町十条一丁目、菊水元町、米里一条一丁目、米里一条二丁目、米里一条三丁目、米里一条四丁目、米里二条一丁目、米里二条二丁目、米里二条三丁目、米里二条四丁目、米里三条一丁目、米里三条二丁目、米里三条三丁目、米里四条一丁目、米

里四条二丁目、米里四条三丁目、米里五条一丁目、米里五条二丁目、米里五条三丁目、米里、東米里、東札幌一条一丁目、東札幌一条二丁目、東札幌一条三丁目、東札幌一条四丁目、東札幌一条五丁目、東札幌一条六丁目、東札幌二条一丁目、東札幌二条二丁目、東札幌二条三丁目、東札幌二条四丁目、東札幌二条五丁目、東札幌二条六丁目、東札幌三条一丁目、東札幌三条二丁目、東札幌三条三丁目、東札幌三条四丁目、東札幌三条五丁目、東札幌三条六丁目、東札幌四条一丁目、東札幌四条二丁目、東札幌四条三丁目、東札幌四条四丁目、東札幌四条五丁目、東札幌四条六丁目、東札幌五条一丁目、東札幌五条二丁目、東札幌五条三丁目、東札幌五条四丁目、東札幌五条五丁目、東札幌五条六丁目、東札幌六条一丁目、東札幌六条二丁目、東札幌六条三丁目、東札幌六条四丁目、東札幌六条五丁目、東札幌六条六丁目、中央一条一丁目、中央一条二丁目、中央一条三丁目、中央一条四丁目、中央一条五丁目、中央一条六丁目、中央一条七丁目、中央二条一丁目、中央二条二丁目、中央二条三丁目、中央二条四丁目、中央二条五丁目、中央二条六丁目、中央二条七丁目、

中央三条一丁目、中央三条二丁目、中央三条三丁目、中央三条四丁目、中央三条五丁目、中央三条六丁目、本通一丁目南、本通二丁目南、本通三丁目南、本通四丁目南、本通五丁目南、本通六丁目南、本通七丁目南、本通八丁目南、本通九丁目南、本通十丁目南、本通十一丁目南、本通十二丁目南、本通十三丁目南、本通十四丁目南、本通十五丁目南、本通十六丁目南、本通十七丁目南、本通十八丁目南、本通十九丁目南、本通二十丁目南、本通二十一丁目南、本通一丁目北、本通二丁目北、本通三丁目北、本通四丁目北、本通五丁目北、本通六丁目北、本通七丁目北、本通八丁目北、本通九丁目北、本通十丁目北、本通十一丁目北、本通十二丁目北、本通十三丁目北、本通十四丁目北、本通十五丁目北、本通十六丁目北、本通十七丁目北、本通十八丁目北、本通十九丁目北、本通二十丁目北、本通二十一丁目北、平和通一丁目南、平和通二丁目南、平和通三丁目南、平和通四丁目南、平和通五丁目南、平和通六丁目南、平和通七丁目南、平和通八丁目南、平和通九丁目南、平和通十丁目南、平和通十一丁目南、平和通十二丁目南、平和通十三丁目南、平和通十四丁目南、平和通十

五丁目南、平和通十六丁目南、平和通十七丁目南、平和通一丁目北、平和通二丁目北、平和通三丁目北、平和通四丁目北、平和通五丁目北、平和通六丁目北、平和通七丁目北、平和通八丁目北、平和通九丁目北、平和通十丁目北、平和通十一丁目北、平和通十二丁目北、平和通十三丁目北、平和通十四丁目北、平和通十五丁目北、平和通十六丁目北、平和通十七丁目北、本郷通一丁目北、本郷通二丁目北、本郷通三丁目北、本郷通四丁目北、本郷通五丁目北、本郷通六丁目北、本郷通七丁目北、本郷通八丁目北、本郷通九丁目北、本郷通十丁目北、本郷通十一丁目北、本郷通十二丁目北、本郷通十三丁目北、本郷通一丁目南、本郷通二丁目南、本郷通三丁目南、本郷通四丁目南、本郷通五丁目南、本郷通六丁目南、本郷通七丁目南、本郷通八丁目南、本郷通九丁目南、本郷通十丁目南、本郷通十一丁目南、本郷通十二丁目南、本郷通十三丁目南、北郷一条一丁目、北郷一条二丁目、北郷一条三丁目、北郷一条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷二条一丁目、北郷二条二丁目、北郷二条三丁目、

北郷二条四丁目、北郷二条五丁目、北郷二条六丁目、北郷二条七丁目、北郷二条八丁目、北郷二条九丁目、北郷二条十丁目、北郷三条一丁目、北郷三条二丁目、北郷三条三丁目、北郷三条四丁目、北郷三条五丁目、北郷三条六丁目、北郷三条七丁目、北郷三条八丁目、北郷三条九丁目、北郷三条十丁目、北郷四条一丁目、北郷四条二丁目、北郷四条三丁目、北郷四条四丁目、北郷四条五丁目、北郷四条六丁目、北郷四条七丁目、北郷四条八丁目、北郷四条九丁目、北郷四条十丁目、北郷五条三丁目、北郷五条四丁目、北郷五条五丁目、北郷五条六丁目、北郷五条七丁目、北郷五条八丁目、北郷五条九丁目、北郷五条十丁目、北郷六条三丁目、北郷六条四丁目、北郷六条七丁目、北郷六条八丁目、北郷六条九丁目、北郷六条十丁目、北郷七条三丁目、北郷七条四丁目、北郷七条七丁目、北郷七条八丁目、北郷七条九丁目、北郷七条十丁目、北郷八条三丁目、北郷八条四丁目、北郷八条七丁目、北郷八条八丁目、北郷八条九丁目、北郷八条十丁目、北郷九条三丁目、北郷九条七丁目、北郷九条八丁目、北郷九条九丁目、北郷、南郷通一丁目北、南郷通二丁目北、南郷通三丁目

目北、南郷通四丁目北、南郷通五丁目北、南郷通六丁目北、南郷通七丁目北、南郷通八丁目北、南郷通九丁目北、南郷通十丁目北、南郷通十一丁目北、南郷通十二丁目北、南郷通十四丁目北、南郷通十五丁目北、南郷通十六丁目北、南郷通十七丁目北、南郷通十八丁目北、南郷通十九丁目北、南郷通二十丁目北、南郷通一丁目南、南郷通二丁目南、南郷通三丁目南、南郷通四丁目南、南郷通五丁目南、南郷通六丁目南、南郷通七丁目南、南郷通八丁目南、南郷通九丁目南、南郷通十丁目南、南郷通十一丁目南、南郷通十二丁目南、南郷通十三丁目南、南郷通十四丁目南、南郷通十五丁目南、南郷通十六丁目南、南郷通十七丁目南、南郷通十八丁目南、南郷通十九丁目南、南郷通二十丁目南、南郷通二十一丁目南、栄通一丁目、栄通二丁目、栄通三丁目、栄通四丁目、栄通五丁目、栄通六丁目、栄通七丁目、栄通八丁目、栄通九丁目、栄通十丁目、栄通十一丁目、栄通十二丁目、栄通十三丁目、栄通十四丁目、栄通十五丁目、栄通十六丁目、栄通十七丁目、栄通十八丁目、栄通十九丁目、栄通二十丁目、栄通二十一丁目、流通センター一丁目、流通センター二丁目、流通センター

三丁目、流通センター四丁目、流通センター五丁目、流通センター六丁目、流通センター七丁目、川北四条一丁目、川北四条二丁目(二番に限る。)、川北五条一丁目、川北

豊平区

清田区

第四区

札幌市

西区

第一区に属しない区域

(八軒一条東一丁目、八軒一条東二丁目、八軒一条東三丁目、八軒一条東四丁目、八軒一条東五丁目、八軒二条東一丁目、八軒二条東二丁目、八軒二条東三丁目、八軒二条東四丁目、八軒二条東五丁目、八軒三条東一丁目、八軒三条東二丁目、八軒三条東三丁目、八軒三条東四丁目、八軒三条東五丁目、八軒四条東一丁目、八軒四条東二丁目、八軒四条東三丁目、八軒四条東四丁目、八軒四条東五丁目、八軒五条東一丁目、八軒五条東二丁目、八軒五条東三丁目、八軒五条東四丁目、八軒五条東五丁目、八軒六条東一丁目、八軒六条東二丁目、八軒六条東三丁目、八軒六条東四丁目、八軒六条東五丁目、八軒七条東一丁目、八軒七条東二丁目、八軒七条東三丁目、八軒七条東四丁目、八軒七条東五丁目、八軒八条東一丁目、

八軒八条東二丁目、八軒八条東三丁目、八軒八条東四丁目、八軒八条東五丁目、八軒九条東一丁目、八軒九条東二丁目、八軒九条東三丁目、八軒九条東四丁目、八軒九条東五丁目、八軒十条東一丁目、八軒十条東二丁目、八軒十条東三丁目、八軒十条東四丁目、八軒十条東五丁目、八軒一条西一丁目、八軒一条西二丁目、八軒一条西三丁目、八軒一条西四丁目、八軒二条西一丁目、八軒二条西二丁目、八軒二条西三丁目、八軒二条西四丁目、八軒三条西一丁目、八軒三条西二丁目、八軒三条西三丁目、八軒三条西四丁目、八軒三条西五丁目、八軒四条西一丁目、八軒四条西二丁目、八軒四条西三丁目、八軒四条西四丁目、八軒四条西五丁目、八軒四条西六丁目、八軒五条西一丁目、八軒五条西二丁目、八軒五条西三丁目、八軒五条西四丁目、八軒五条西五丁目、八軒五条西六丁目、八軒五条西八丁目、八軒五条西九丁目、八軒五条西十丁目、八軒五条西十一丁目、八軒六条西一丁目、八軒六条西二丁目、八軒六条西三丁目、八軒六条西四丁目、八軒六条西五丁目、八軒六条西六丁目、八軒六条西七丁目、八軒六条西八丁目、八軒六条西九丁目、八軒六条西十丁目、八軒六

条西十一丁目、八軒七条西一丁目、八軒七条西二丁目、八軒七条西三丁目、八軒七条西四丁目、八軒七条西五丁目、八軒七条西六丁目、八軒七条西七丁目、八軒七条西八丁目、八軒七条西九丁目、八軒七条西十丁目、八軒七条西十一丁目、八軒八条西一丁目、八軒八条西二丁目、八軒八条西三丁目、八軒八条西四丁目、八軒八条西五丁目、八軒八条西六丁目、八軒八条西七丁目、八軒八条西八丁目、八軒八条西九丁目、八軒八条西十丁目、八軒八条西十一丁目、八軒九条西一丁目、八軒九条西二丁目、八軒九条西三丁目、八軒九条西四丁目、八軒九条西五丁目、八軒九条西六丁目、八軒九条西七丁目、八軒九条西九丁目、八軒九条西十丁目、八軒九条西十一丁目、八軒十条西一丁目、八軒十条西二丁目、八軒十条西三丁目、八軒十条西四丁目、八軒十条西五丁目、八軒十条西六丁目、八軒十条西九丁目、八軒十条西十丁目、八軒十条西十一丁目、八軒十条西十二丁目、八軒十条西十三丁目、発寒一条二丁目、発寒一条三丁目、発寒一条四丁目、発寒二条一丁目、発寒二条二丁目、発寒二条三丁目、発寒二条四丁目、発寒二条五丁目、発寒三条一丁目、発寒三条二丁目、発寒三条三丁目、発寒三条四

丁目、発寒三条五丁目、発寒三条六丁目、発寒四条一丁目、発寒四条二丁目、発寒四条三丁目、発寒四条四丁目、発寒四条五丁目、発寒四条六丁目、発寒四条七丁目、発寒五条二丁目、発寒五条三丁目、発寒五条四丁目、発寒五条五丁目、発寒五条六丁目、発寒五条七丁目、発寒五条八丁目、発寒六条三丁目、発寒六条四丁目、発寒六条五丁目、発寒六条七丁目、発寒六条八丁目、発寒六条九丁目、発寒六条十丁目、発寒六条十一丁目、発寒六条十二丁目、発寒六条十三丁目、発寒七条四丁目、発寒七条五丁目、発寒七条七丁目、発寒七条八丁目、発寒七条九丁目、発寒七条十丁目、発寒七条十一丁目、発寒七条十二丁目、発寒七条十三丁目、発寒八条五丁目、発寒八条七丁目、発寒八条九丁目、発寒八条十丁目、発寒八条十一丁目、発寒八条十二丁目、発寒八条十三丁目（一番及び十三番に限る。）、発寒九条九丁目、発寒九条十丁目、発寒九条十一丁目、発寒九条十二丁目、発寒九条十三丁目（一番から四番まで及び八番から十一番までに限る。）、発寒十条一丁目、発寒十条二丁目、発寒十条三丁目、発寒十条四丁目、発寒十条五丁目、発寒十条六丁目、発寒十条十一

丁目、発寒十条十二丁目、発寒十条十三丁目、発寒十条十四丁目、発寒十一条一丁目、発寒十一条二丁目、発寒十一条三丁目、発寒十一条四丁目、発寒十一条五丁目、発寒十一条六丁目、発寒十一条十一丁目、発寒十一条十二丁目、発寒十一条十四丁目、発寒十二条一丁目、発寒十二条二丁目、発寒十二条三丁目、発寒十二条四丁目、発寒十二条五丁目、発寒十二条十一丁目、発寒十二条十二丁目、発寒十二条十三丁目、発寒十二条十四丁目、発寒十三条二丁目、発寒十三条三丁目、発寒十三条四丁目、発寒十三条五丁目、発寒十三条十一丁目、発寒十三条十二丁目、発寒十三条十三丁目、発寒十三条十四丁目、発寒十四条一丁目、発寒十四条二丁目、発寒十四条三丁目、発寒十四条四丁目、発寒十四条五丁目、発寒十四条十一丁目、発寒十四条十二丁目、発寒十四条十三丁目、発寒十四条十四丁目、発寒十五条一丁目、発寒十五条二丁目、発寒十五条三丁目、発寒十五条四丁目、発寒十五条十二丁目、発寒十五条十三丁目、発寒十五条十四丁目、発寒十六条一丁目、発寒十六条二丁目、発寒十六条三丁目、発寒十六条四丁目、発寒十六条十二丁目、発寒十六条十三丁目、発寒

十六条十四丁目、発寒十七
条三丁目、発寒十七条四丁
目、発寒十七条十三丁目、
発寒十七条十四丁目)

手稲区
小樽市
石狩市
北海道後志総合振興局管内
第五区

札幌市
白石区
第三区に属しない区域

厚別区
江別市
千歳市
恵庭市
北広島市
北海道石狩振興局管内

宮城県

1 第一区及び第三区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第一区
仙台市
青葉区
太白区
第三区

白石市
名取市
角田市
岩沼市
刈田郡
柴田郡
伊具郡
亘理郡

2 第四区、第五区及び第六区の区域
に次の二選挙区を設ける。

第四区
石巻市
塩竈市

多賀城市
東松島市
富谷市
宮城郡
黒川郡
牡鹿郡

第五区
気仙沼市
登米市
栗原市
大崎市
加美郡
遠田郡
本吉郡

福島県

福島県の区域に次の四選挙区を設
ける。

第一区
福島市
二本松市
伊達市
本宮市
伊達郡
安達郡

第二区
郡山市
須賀川市
田村市
岩瀬郡
石川郡
田村郡

第三区
会津若松市
白河市
喜多方市
南会津郡
耶麻郡
河沼郡
大沼郡

西白河郡
東白川郡
第四区
いわき市
相馬市
南相馬市
双葉郡
相馬郡

茨城県

第一区、第二区、第四区、第六区
及び第七区の区域に次の五選挙区を
設ける。

第一区

水戸市
笠間市
筑西市
桜川市
東茨城郡
城里町

第二区

鹿嶋市
潮来市
神栖市
行方市
鉾田市
小美玉市
東茨城郡
茨城町
大洗町

第四区

常陸太田市
ひたちなか市
常陸大宮市
那珂市
久慈郡

第六区

土浦市
石岡市
つくば市

かすみがうら市
つくばみらい市
第七区
古河市
結城市
下妻市
常総市
坂東市
結城郡
猿島郡

栃木県

第一区、第二区、第四区及び第五
区の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区

宇都宮市
本庁管内
宇都宮市平石地区市民センタ
ー管内
宇都宮市清原地区市民センタ
ー管内
宇都宮市横川地区市民センタ
ー管内
宇都宮市瑞穂野地区市民セン
ター管内
宇都宮市城山地区市民センタ
ー管内
宇都宮市国本地区市民センタ
ー管内
宇都宮市富屋地区市民センタ
ー管内
宇都宮市豊郷地区市民センタ
ー管内
宇都宮市篠井地区市民センタ
ー管内
宇都宮市姿川地区市民センタ
ー管内
宇都宮市雀宮地区市民センタ
ー管内
宇都宮市役所宝木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内
河内郡
第二区
宇都宮市
第一区に属しない区域
鹿沼市
日光市
さくら市
塩谷郡
第四区
小山市
真岡市
下野市
芳賀郡
下都賀郡
第五区
足利市
栃木市
佐野市

群馬県
第一区、第二区、第三区及び第五区
の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区
前橋市
沼田市
利根郡
第二区
桐生市
伊勢崎市
みどり市
佐波郡
第三区
太田市
館林市
邑楽郡
第五区
高崎市

第四区に属しない区域
(高崎市倉渕支所管内)

高崎市箕郷支所管内
高崎市群馬支所管内
高崎市榛名支所管内)
渋川市
富岡市
安中市
北群馬郡
甘楽郡
吾妻郡

埼玉県

- 1 第一区、第二区、第三区、第五区、第六区、第十一区、第十二区、第十三区、第十四区及び第十五区の区域に次の十一選挙区を設ける。

第一区
さいたま市
見沼区
浦和区
緑区

第二区
川口市

本庁管内
新郷支所管内
神根支所管内

大字安行領根岸（二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。）、大字安行領在家（百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。）、在家町、大字木曾呂（千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、

千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。)、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目芝支所管内

安行支所管内(大字安行慈林(六百十四番地から六百二十九番地までに限る。))に属する区域を除く。)

鳩ヶ谷支所管内

第三区

川口市

第二区に属しない区域

越谷市

第五区

さいたま市

西区

北区

大宮区

中央区

第六区

鴻巣市

上尾市

桶川市

北本市

第十一区

秩父市

本庄市
深谷市
秩父郡
児玉郡
大里郡

第十二区

熊谷市

行田市

加須市

羽生市

第十三区

久喜市

蓮田市

幸手市

白岡市

北足立郡

南埼玉郡

北葛飾郡

杉戸町

第十四区

草加市

八潮市

三郷市

第十五区

さいたま市

桜区

南区

蕨市

戸田市

第十六区

さいたま市

岩槻区

春日部市

吉川市

北葛飾郡

松伏町

2 第七区及び第八区の区域に次の二選挙区を設ける。

第七区

川越市

富士見市
第八区
所沢市
ふじみ野市
入間郡
三芳町

千葉県

- 1 第二区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区及び第十三区の区域に次の八選挙区を設ける。

第二区

千葉市
花見川区
八千代市

第四区

市川市
本庁管内

国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁

目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、曾谷八丁目、下貝塚一丁目、下貝塚二丁目、下貝塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目

大柏出張所管内

船橋市

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第五区

市川市

第四区に属しない区域

浦安市

第六区

松戸市

第七区

野田市

流山市

第八区

柏市

第十三区

我孫子市

鎌ヶ谷市

印西市
白井市
富里市
印旛郡

第十四区

船橋市

第四区に属しない区域

習志野市

2 第十区及び第十一区の区域に次の
二選挙区を設ける。

第十区

銚子市

成田市

旭市

匝瑳市

香取市

香取郡

第十一区

茂原市

東金市

勝浦市

山武市

いすみ市

大網白里市

山武郡

長生郡

夷隅郡

東京都

1 第一区、第二区、第三区、第四区、
第五区、第六区、第七区、第八区、
第九区、第十区、第十一区、第十二
区、第十三区、第十四区、第十六区
及び第十七区の区域に次の二十選挙
区を設ける。

第一区

千代田区

新宿区

第二区

中央区

台東区

第三区

品川区

東京都大島支庁管内

東京都三宅支庁管内

東京都八丈支庁管内

東京都小笠原支庁管内

第四区

大田区

大田区大森東特別出張所管内

大田区大森西特別出張所管内

大田区入新井特別出張所管内

大田区馬込特別出張所管内

大田区池上特別出張所管内

大田区新井宿特別出張所管内

大田区久が原特別出張所管内

(池上三丁目に属する区域に
限る。)

大田区糞谷特別出張所管内

大田区羽田特別出張所管内

大田区六郷特別出張所管内

大田区矢口特別出張所管内

(矢口二丁目(一番、十三番、
十四番、二十七番及び二十八
番に限る。))及び矢口三丁目

(一番及び八番に限る。)に
属する区域に限る。)

大田区蒲田西特別出張所管内

大田区蒲田東特別出張所管内

第五区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセン
ター管内

世田谷区太子堂まちづくりセ
ンター管内

世田谷区若林まちづくりセン
ター管内

世田谷区上町まちづくりセン
ター管内

世田谷区下馬まちづくりセン

ター管内
世田谷区上馬まちづくりセンター管内
世田谷区代沢まちづくりセンター管内
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力まちづくりセンター管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀まちづくりセンター管内
世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

第七区

港区

渋谷区

第八区

杉並区

下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四

丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前

二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目

第九区

練馬区

貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。）、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原

六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、

立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

第十区

文京区

豊島区

第十一区

板橋区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小

豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

北区

板橋区

第十一区に属しない区域

第十三区

足立区

青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根

三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬

二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目

第十四区

墨田区

江戸川区

本庁管内

中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区小岩事務所管内

第十六区

江戸川区

第十四区に属しない区域

第十七区

葛飾区

第二十六区

目黒区

大田区

第四区に属しない区域

第二十七区

中野区

杉並区

第八区に属しない区域

第二十八区

練馬区

第九区に属しない区域

第二十九区

荒川区

足立区

第十三区に属しない区域

- 2 第十八区、第十九区、第二十一区、第二十二区、第二十三区及び第二十四区の区域に次の七選挙区を設ける。

第十八区

武蔵野市

小金井市

西東京市

第十九区

小平市

国分寺市

国立市

第二十一区

八王子市

下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山（五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千

百四十八番地まで、千百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。)、
越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑓水（三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。)、
鑓水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目

立川市

日野市

第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

第二十三区

町田市

第二十四区

八王子市

第二十一区に属しない区域

第三十区

府中市

多摩市

稲城市

神奈川県

- 1 第七区、第八区、第九区、第十区及び第十八区の区域に次の六選挙区を設ける。

第七区

横浜市

港北区

第八区

横 浜 市
緑 区
青 葉 区
第 九 区
川 崎 市
多 摩 区
麻 生 区
第 十 区
川 崎 市
川 崎 区
幸 区
第 十 八 区
川 崎 市
中 原 区
高 津 区
第 十 九 区
横 浜 市
都 筑 区
川 崎 市
宮 前 区

2 第五区、第十三区、第十四区、第十五区、第十六区及び第十七区の区域に次の七選挙区を設ける。

第 五 区
横 浜 市
戸 塚 区
泉 区
第 十 三 区
横 浜 市
瀬 谷 区
大 和 市
綾 瀬 市
第 十 四 区
相 模 原 市
緑 区
中 央 区
愛 甲 郡
第 十 五 区
平 塚 市
茅ヶ崎 市

中 郡
大 磯 町
第 十 六 区
厚 木 市
伊 勢 原 市
海 老 名 市
第 十 七 区
小 田 原 市
秦 野 市
南 足 柄 市
中 郡
二 宮 町
足 柄 上 郡
足 柄 下 郡
第 二 十 区
相 模 原 市
南 区
座 間 市

新 潟 県

新潟県の区域に次の五選挙区を設ける。

第 一 区
新 潟 市
東 区
中 央 区
江 南 区
佐 渡 市
第 二 区
新 潟 市
南 区
西 区
西 蒲 区
三 条 市
加 茂 市
燕 市
西 蒲 原 郡
南 蒲 原 郡
第 三 区
新 潟 市

北 区
秋 葉 区
新 発 田 市
村 上 市
五 泉 市
阿 賀 野 市
胎 内 市
北 蒲 原 郡
東 蒲 原 郡
岩 船 郡
第 四 区
長 岡 市
柏 崎 市
小 千 谷 市
見 附 市
三 島 郡
刈 羽 郡
第 五 区
十 日 町 市
糸 魚 川 市
妙 高 市
上 越 市
魚 沼 市
南 魚 沼 市
南 魚 沼 郡
中 魚 沼 郡

岐 阜 県

第一区及び第三区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 一 区
岐 阜 市
第 三 区
関 市
美 濃 市
羽 島 市
各 務 原 市
山 県 市
瑞 穂 市
本 巢 市

羽 島 郡
本 巢 郡

静 岡 県

静岡県に次の八選挙区を設
ける。

第 一 区
静 岡 市
葵 区
駿 河 区
第 二 区
島 田 市
焼 津 市
藤 枝 市
牧 之 原 市
榛 原 郡
第 三 区
磐 田 市
掛 川 市
袋 井 市
御 前 崎 市
菊 川 市
周 智 郡
第 四 区
静 岡 市
清 水 区
富 士 宮 市
富 士 市
木 島、岩 淵、中 之 郷、南 松 野、
北 松 野、中 野 台 一 丁 目、中 野
台 二 丁 目
第 五 区
三 島 市
富 士 市
第 四 区 に 属 し な い 区 域
御 殿 場 市
裾 野 市
田 方 郡
駿 東 郡
小 山 町

第六区

沼津市
熱海市
伊東市
下田市
伊豆市
伊豆の国市
賀茂郡
駿東郡
清水町
長泉町

第七区

浜松市
西區
北區
浜北區
天竜區
湖西市

第八区

浜松市
中區
東區
南區

愛知県

- 1 第五区、第六区、第七区、第九区及び第十区の区域に次の六選挙区を設ける。

第五区

名古屋市
中村區
中川區
清須市

第六区

瀬戸市
春日井市

第七区

大府市
尾張旭市
豊明市

日進市

長久手市

愛知郡

第九区

津島市

稲沢市

愛西市

弥富市

あま市

海部郡

第十区

一宮市

岩倉市

第十六区

犬山市

江南市

小牧市

名古屋北

春日井西

丹羽郡

- 2 第十一区及び第十四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十一区

豊田市

みよし市

第十四区

豊川市

蒲郡市

新城市

額田郡

北設楽郡

滋賀県

- 第二区、第三区及び第四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第二区

彦根市

長浜市

近江八幡市

東近江市

米原市
蒲生郡
愛知郡
犬上郡

第三区

草津市
守山市
栗東市
甲賀市
野洲市
湖南市

大阪府

第八区及び第九区の区域に次の二選挙区を設ける。

第八区

豊中市
池田市

第九区

茨木市
箕面市
豊能郡

兵庫県

第五区及び第六区の区域に次の二選挙区を設ける。

第五区

豊岡市
川西市

平野(字カキヲジ原に限る。)、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西一丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けや

き坂五丁目、西畦野(字丸山及び字東通りを除く。)、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目

三田市

丹波篠山市

養父市

丹波市

朝来市

川辺郡

美方郡

第六区

伊丹市

宝塚市

川西市

第五区に属しない区域

和歌山県

和歌山県の区域に次の二選挙区を

設ける。

第一区

和歌山市
紀の川市
岩出市

第二区

海南市
橋本市
有田市
御坊市
田辺市
新宮市
海草郡
伊都郡
有田郡
日高郡
西牟婁郡
東牟婁郡

島根県

島根県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

松江市
安来市
雲南市
仁多郡
飯石郡
隠岐郡

第二区

浜田市
出雲市
益田市
大田市
江津市
邑智郡
鹿足郡

岡山県

岡山県の区域に次の四選挙区を設

ける。

第一区

岡山市
北区
備前市
赤磐市
和気郡
加賀郡

第二区

岡山市
中区
東区
南区
玉野市
瀬戸内市

第三区

津山市
笠岡市
井原市
総社市
高梁市
新見市
真庭市
美作市
浅口市
浅口郡
小田郡
真庭郡
苫田郡
勝田郡
英田郡
久米郡

第四区

倉敷市
都窪郡

広島県

1 第一区、第二区、第三区、第四区、第五区及び第六区の区域に次の五選挙区を設ける。

第一区

広島市
中区
東区
南区
安芸郡
府中町
海田町
坂町

第二区

広島市
西区
佐伯区
大竹市
廿日市市

第三区

広島市
安佐南区
安佐北区
安芸区
安芸高田市
山県郡

第四区

呉市
竹原市
東広島市
江田島市
安芸郡
熊野町
豊田郡

第五区

三原市
尾道市
府中市
三次市
庄原市
世羅郡
神石郡

2 第七区を第六区とする。

山口県

山口県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

宇部市
山口市
防府市

第二区

下松市
岩国市
光市
柳井市
周南市
大島郡
玖珂郡
熊毛郡

第三区

下関市
萩市
長門市
美祢市
山陽小野田市
阿武郡

愛媛県

愛媛県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

松山市

第二区

今治市
新居浜市
西条市
四国中央市
越智郡

第三区

宇和島市
八幡浜市
大洲市
伊予市

西予市
東温市
上浮穴郡
伊予郡
喜多郡
西宇和郡
北宇和郡
南宇和郡

福岡県

第一区及び第四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

福岡市
東区

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目、大岳一丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳四丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目、奈多一丁目、奈多二丁目、奈多三丁目、奈多団地、塩浜一丁目、塩浜二丁目、塩浜三丁目、大字三苫、三苫一丁目、三苫二丁目、三苫三丁目、三苫四丁目、三苫五丁目、三苫六丁目、三苫七丁目、三苫八丁目、美和台新町、美和台一丁目、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、高美台一丁目、高美台二丁目、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁

目、和白東四丁目、和白東五丁目、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白一丁目、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目、和白六丁目、大字上和白、松香台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、大字香椎（一番地から百十八番地までを除く。）、香椎一丁目、香椎二丁目、香椎三丁目、香椎四丁目、香椎五丁目、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目、香椎駅東一丁目、香椎駅東二丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前一丁目、香椎駅前三丁目、香椎団地、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘七丁目、城浜団地、名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、香椎浜一丁目、香椎浜二丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香

椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目、みなと香椎一丁目、みなと香椎二丁目、みなと香椎三丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎浜ふ頭三丁目、香椎浜ふ頭四丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目、舞松原一丁目、舞松原二丁目、舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目、水谷一丁目、水谷二丁目、水谷三丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目、若宮五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（一番から三十番までに限る。）、松島四丁目、松島五丁目（一番から二十番までに限る。）、松島六丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目、箱崎一丁目、箱崎二丁目、箱崎三丁目、箱崎四丁目、箱崎五丁目、箱崎六丁目、箱崎七丁目、箱崎ふ頭一丁目、箱崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目、原田一丁目、原田二丁目、原田三丁目、原田四丁目、貝塚団地、東浜一丁目、東浜二丁目、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、郷

口町、筥松一丁目、筥松二丁目、筥松三丁目、筥松四丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出一丁目、馬出二丁目、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目、馬出六丁目

博多区

第四区

福岡市

東区

第一区に属しない区域

宗像市

古賀市

福津市

糟屋郡

長崎県

長崎県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

長崎市

第二区

島原市

諫早市

大村市

対馬市

壱岐市

雲仙市

南島原市

西彼杵郡

第三区

佐世保市

平戸市

松浦市

五島市

西海市

東彼杵郡

北松浦郡

南松浦郡

- 備考1 行政区画その他の区域は、令和4年6月16日現在による。
- 2 ここに記載していない選挙区については、従前の区域とする。
 - 3 「本庁管内」とは、市区町村の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市区町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域に属しない区域をいう。